

第2回吹田市地区市民ホール等指定管理者候補者選定委員会議事要録

日 時 令和2年10月8日(木) 午後2時から午後3時まで
場 所 吹田市役所高層棟4階 特別会議室
出席者 高田委員、馬場委員、平山委員、松本(伸)委員、松本(奈)委員(五十音順)
公開/非公開 非公開
次 第 1 選定方法の確認
2 指定管理者候補者の審査及び選定について
(1) 指定管理者候補者の審査
(2) 指定管理者候補者の選定
(3) 答申
3 その他

委員長 定刻となりましたので、第2回吹田市地区市民ホール等指定管理者選定委員会を開催いたします。事務局より、本日の出席状況の報告をお願いします。

事務局 本日は、選定委員の半数以上の出席がございますので、吹田市地区市民ホール条例施行規則第23条第2項、吹田市立コミュニティセンター条例施行規則第26条第2項の規定により、本選定委員会が成立していることをご報告いたします。

なお、本選定委員会は、吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針第9項第2号及び吹田市情報公開条例第28条第3号の規定に基づき、非公開といたします。

委員長 審査等に入る前に、事務局から配付資料についての説明をお願いします。

事務局 本日お配りしております資料をご覧ください。まず、第2回吹田市地区市民ホール等指定管理者候補者選定委員会次第でございます。次に、【資料1】吹田市地区市民ホール等指定管理者候補者選定基準でございます。次に【資料2】指定管理者候補者選定の評価及び選定方法でございます。次に、吹田市地区市民ホール等指定管理者候補者選定採点表(個別集計表)でございます。

委員長 それでは、次第に沿って「1、選定方法の確認について」まず、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、前回、第1回の本選定委員会で決まりました選定方法について、ご説明させていただきます。

まず、地区市民ホール及びコミュニティセンターにつきましては、それぞれ条例にも定められておりますように「地域住民で組織される団体」で「設置目的を最も効果的に

達成することができる」と認められる団体」を指定管理者として指定することとなっております。

お手元の「資料1」吹田市地区市民ホール等指定管理者候補者選定基準をご覧ください。表の左側、選定基準でございますが、上から、(1)から(5)まで、5つの基準がございます。その5つの基準それぞれに、表の右に向かって「評価項目」、「評価の視点」を記入しております。その評価項目ごとに「配点」として点数をそれぞれ5点から10点を記載しており、合計が100点となっております。

次に、「資料2」指定管理者候補者選定の評価及び選定方法をご覧ください。1、評価方法として、(1)評価項目ごとに、AからEの5段階の評価基準による評価をお願いいたします。次に、(2)下表の評価基準AからEに応じた右側に記載しております配点により評点を算出いたします。そして(3)、算出されたその評点の合計をもとに評価をいたします。

次に、2、選定方法ですが、半数を超える委員の評点が最低基準点である60点以上であれば指定管理者候補者として選定します。例えば、すべての評価基準を「C」とされた場合は、合計点が60点となりますので、60点以上と評価されるものです。

以上の選定方法が、第1回の本選定委員会で、決定いただいた内容でございます。

評価は、各施設間の順位をつけるものではございません。各申請者からの申請内容について、絶対評価をしていただきますようお願いいたします。

委員長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、ご質問等はございませんか。

各委員 　　(なし)

委員長 　　次に、次第の2、指定管理者候補者選定の審査及び選定について、まず事務局から説明をお願いします。

事務局 　　各施設につきまして、地域住民で組織され、設置目的を最も効果的に達成することができる」と認められる団体である各地区市民ホール運営委員会、各コミュニティ協議会から指定管理者の指定申請をいただいております。各団体からご提出いただいた書類につきまして、事前に内容等の確認をいたしましたところ、書類の不足、内容の不備等はありませんでしたので、お配りしております書類につきまして、ご審査いただきますようお願いいたします。

委員長 　　事務局の説明がありました。各委員は各施設の申請書に一定のご確認はいただいていると思いますので、何か質問や確認事項が無ければ審査を終え、次の選定に行きたいと思いますが、各委員いかがですか。

各委員 (なし)

委員長 それでは、次の指定管理者候補者の選定に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 A3横の吹田市地区市民ホール等指定管理者候補者選定採点表（個別集計表）に委員氏名をご記入の上、各団体の各評価項目の点数欄に点数、そして下欄に合計点数をご記入ください。なお、いずれの書類もお名前と合計点数欄は、ボールペンでご記入をお願いいたします。

委員長 採点表の記入方法については、よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

委員長 それでは、ただ今から12団体の採点をお願いしたいと思います。採点が終わりましたら、事務局で集計しますので、事務局にお知らせください。なお、事務局での集計には約30分程度時間がかかるということです、委員の方は暫時休憩をお取りください。それでは、お願いします。

【集計作業】

【各委員に選定集計表と個別集計表を配付】

委員長 事務局から、集計が終わりました旨の報告がありましたので、選定委員会を再開いたします。では、事務局から報告をお願いします。

事務局 集計結果を報告いたします。選定集計表をご覧ください。すべての申請団体につきまして、A委員からE委員の5名のうち、すべての委員の評点合計が基準点の60点以上でありますので、すべての申請団体が「適」となっております。

委員長 事務局から報告がありましたが、すべての申請団体につきまして、すべての委員の評点合計が基準点の60点以上でありますので、申請団体を指定管理者候補者に選定してよろしいですか。

各委員 異議なし

委員長 全員、「異議なし」とのことですので、12施設全ての申請団体を指定管理者候補者と

して選定いたしました。つきましては、本選定委員会より吹田市長に対しまして、指定管理者候補者の答申を行うこととします。答申（案）について事務局より説明をお願いします。

【答申（案）を配付】

事務局 答申（案）について、ご説明いたします。お配りいたしました答申（案）をご覧ください。この後、本選定委員会の委員長名で、市長に答申内容を報告させていただきます。

委員長 説明が終わりました。この内容でよろしければ、私が署名・捺印のうえ、事務局に提出してよろしいですか。

各委員 異議なし

委員長 以上で、本日の指定管理者候補者の選定に係る答申までの案件は終わりました。最後の案件の、その他について、事務局から何かありましたら、お願いします。

事務局 前回の選定委員会でご説明いたしましたとおり、今回の選定結果の概要につきましては、市のホームページに掲載いたします。指定管理者制度についての運用指針に基づきまして、選定委員会委員の氏名・所属役職、区分を掲載いたします。採点結果においては、選定委員名は、A委員、B委員として特定できない形で公表いたします。また、議事録においても、選定委員名は特定できない形で公表いたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

なお、お配りしておりました採点表をはじめ資料はすべて回収させていただきますので、そのまま机の上に置いたままでお願いたします。

今後のスケジュールにつきましては、本選定委員会の選定結果を各施設指定管理者候補者に通知いたします。

その後、本年11月市議会定例会におきまして、市議会の議決をいただき、令和3年4月から5年間施設の運営をお願いする予定となっております。

それでは、選定委員会の閉会にあたりまして、市民部長の高田よりお礼を申し上げます。

【高田市民部長あいさつ】

委員長 委員の皆様、吹田市の行政発展のために、大変なお仕事をお引き受けいただき、ありがとうございました。以上で、選定委員会を終了させていただきます。誠にありがとうございました。